

税務相談室

青色事業専従者

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 私は個人病院を営む青色申告者ですが、高齢であるため将来事業を承継させる目的で大学病院に勤務する長男を説得し、大学病院を退職してもらい、9月から私の病院で勤務しています。長男は私と生計を一にしておりますが、毎日事業に従事していることから、私もその労働に対して適正な専従者給与を支給しようと考えております。この場合、私が長男に支給する専従者給与は、私の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することが認められますか。
2. 青色専従者給与は実際に支払った場合だけ必要経費となると聞きましたが、未払分は記帳してあってもだめでしょうか。また、未払額を借入金とした場合はどうなるでしょうか。

回答

1. 長男に支給する専従者給与の額が、その労務の対価として適正であり、かつ、長男があなたの病院に勤務することとなった日から2ヵ月以内に、「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、必要経費に算入することが認められる。生計を一にする親族が専らその居住者の営む事業に従事しているかどうかは、その事業に専ら従事する期間がその年を通じて6ヵ月を超えるかどうかにより判定することとされています。ただし、青色事業専従者について次に該当する場合には、その事業に従事することのできる期間の2分の1に相当する期間を超える期間その事業に専ら従事すれば、専ら従事したものとなります。
 - (1) 年の中途における開業、廃業、休業またはその居住者の死亡、事業が季節営業であることその他の理由により、その年中を通じて営まなかった場合
 - (2) 事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由により、その年中を通じ

てその事業主と生計を一にする親族として事業に従事することができなかった場合
ご質問の場合には上記(2)の「その他相当の理由」に該当するか否かが問題となります。

この「その他相当の理由」があるかどうかの判定は、社会通念に照らしたところでその実態に応じて判断すべきものと考えられますが、例えば、縁組、離婚等による身分関係の異動、疾病等による心身の重大な障害、就職、退職、入学、退学によるものなどは「その他相当の理由」に該当するものと考えても差し支えありません。

したがって、長男が退職した時からその年の12月31日までの期間に従事可能期間として、長男がその2分の1を超える期間専ら事業に従事すれば、長男は青色事業専従者に該当することになりますから、実際に支払った給与の金額が適正なものである場合に限り、あなたの事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されます。

なお、あなたが事業所得の金額の計算上、長男に支払った金額を専従者給与として必要経費に算入するためには上記要件の他、その年の1月16日以後新たに青色事業専従者を有することに該当することとなりますから、長男があなたの病院に勤務することとなった日から2ヵ月以内に、「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2. 原則として未払分は必要経費とならない。

青色専従者給与の必要経費算入の特例は、その青色専従者が事業主から届出書に記載された方法に従って現実に支払を受けた場合に限り認められるものです。

したがって、例えば、資金繰りの関係でたまたま支給期に支払うことができなかった場合等で、未払となったことについて相当の理由があり、しかも、帳簿に明瞭に記載され、その後に現実に支払われるような場合には、一時的に未払の状態にあったとしても、必要経費として認められます。

しかし、長期間未払給与が累積していくような場合や、相当期間未払のまま放置されているような場合には、現実に支払の事実があったとは認められないと考えられます。

また、帳簿上未払額を借入金に振替えたり、一旦支払って、ただちに借入れたように記帳した場合についても、親族間の金銭の貸借は、多くの場合「ある時払の催促なし」という実態にあることから、税務上は贈与と認められることが多いので、帳簿上の記帳だけでは、問題があると考えられます。